

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成25年12月24日
【会社名】	株式会社雑貨屋ブルドッグ
【英訳名】	Zakkaya Bulldog Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 久岡 卓司
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	静岡県浜松市浜北区平口5228番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき、平成25年12月20日に提出いたしました第36期（自平成23年9月1日 至平成24年8月31日）内部統制報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

（訂正前）

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高いため、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。従って、当事業年度末日時点における当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社の会計監査人との平成25年8月期決算監査に関する協議の過程で、棚卸資産に関して適切な会計処理が行われていなかった可能性が発覚したため、社内にて調査したところ、平成25年8月期第3四半期決算及びそれ以前において、棚卸資産に関して、一部、適切な会計処理が行われていなかった疑義が生じました。この不適切な会計処理の疑義に関して、専門的及び客観的な見地から、事実関係や背景事情等の調査分析を行い、適切な会計処理の検討及び再発防止策の策定を行うため、当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会を平成25年9月13日に設置し、厳格に調査を行いました。当該調査により、平成22年8月期第2四半期から当社の旧経営陣の一部が内部統制を無効化させ、棚卸資産の過大計上または過少計上を行っていたことが判明しました。

また、これらの不適切な会計処理を訂正する過程において、第三者委員会の報告書で指摘された不適切な会計処理以外にも、誤謬等による複数の訂正が必要であることが判明しました。この結果、平成21年8月期の有価証券報告書及び平成22年8月期から平成25年8月期第3四半期までの有価証券報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

さらに、金融商品取引法の定める提出期限である平成25年12月2日までに当事業年度の有価証券報告書及び内部統制報告書を提出することができず遅延することとなりました。こうした事態を防ぐことが出来なかった全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスに係る内部統制の不備は、当社の財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日における当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

当事業年度末日までにこれらの内部統制の不備が是正されなかった理由は不適切な会計処理の発覚が当事業年度の決算手続中であり、原因調査及び是正措置策定が当事業年度末以降となったため、是正措置の有効性を当事業年度末日において確認するには至らなかったためです。

(訂正後)

3【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高いため、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。従って、当事業年度末日時点における当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社の会計監査人との平成25年8月期決算監査に関する協議の過程で、棚卸資産に関して適切な会計処理が行われていなかった可能性が発覚したため、社内にて調査したところ、平成25年8月期第3四半期決算及びそれ以前において、棚卸資産に関して、一部、適切な会計処理が行われていなかった疑義が生じました。この不適切な会計処理の疑義に関して、専門的及び客観的な見地から、事実関係や背景事情等の調査分析を行い、適切な会計処理の検討及び再発防止策の策定を行うため、当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会を平成25年9月13日に設置し、厳格に調査を行いました。当該調査により、平成22年8月期第2四半期から当社の旧経営陣の一部が内部統制を無効化させ、棚卸資産の過大計上または過少計上を行っていたことが判明しました。

また、これらの不適切な会計処理を訂正する過程において、第三者委員会の報告書で指摘された不適切な会計処理以外にも、誤謬等による複数の訂正が必要であることが判明しました。この結果、平成21年8月期の有価証券報告書及び平成22年8月期から平成25年8月期第3四半期までの有価証券報告書及び四半期報告書について訂正報告書を提出しました。

さらに、金融商品取引法の定める提出期限である平成25年12月2日までに平成25年8月期の有価証券報告書及び内部統制報告書を提出することができず遅延することとなりました。こうした事態を防ぐことが出来なかった全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスに係る内部統制の不備は、当社の財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日における当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

当事業年度末日までにこれらの内部統制の不備が是正されなかった理由は不適切な会計処理の発覚が平成25年8月期の決算手続中であり、原因調査及び是正措置策定が当事業年度末以降となったため、是正措置の有効性を当事業年度末日において確認するには至らなかったためです。

以上